

■変更の内容と提出書類について

①商号、名称又は氏名及び住所

〈法人の場合〉

- ・社名が「株式会社ながさき広告」から「株式会社 NAGASAKI SIGN」に変更になった
- ・本社所在地が「長崎市 A 町 100 番地」から「長崎市 B 町 200 番地」に移転した

⇒提出書類

- 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 18 号）
- 登記事項証明書

〈個人の場合〉

- ・商号が「ながさき看板店」から「ながさきサインアート」に変更になった

⇒提出書類

- 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 18 号）
- 社名変更の挨拶状やホームページのコピーなど、社名が変更になったことが証明できるもの

- ・個人事業主の氏名変更が生じた（姓の変更など）
- ・個人事業主が引っ越して、住所が「長崎市 A 町 100 番地」から「長崎市 B 町 200 番地」になった

⇒提出書類

- 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 18 号）
- 住民票抄本

②長崎県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

- ・営業所名が「長崎営業所」から「九州エリア長崎第一営業所」に変更になった
- ・営業所の所在地が「長崎市 A 町 100 番地」から「長崎市 B 町 200 番地」に移転した

⇒提出書類

- 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 18 号）
- 営業所の記載がある場合は登記事項証明書、ない場合は社名変更の挨拶状やホームページのコピーなど、社名が変更になったことが証明できるもの

③役員の氏名（法人のみ）

- ・代表取締役や取締役が（辞任／退任）した

⇒提出書類

- 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 18 号）
- 登記事項証明書
- 略歴書（様式第 15 号）（※代表取締役を（退任／辞任）して取締役になった場合）

- ・代表取締役や取締役が（就任）した

⇒提出書類

- 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第18号）
- 誓約書（様式第14条）
- 新しく就任された方の略歴書（様式第15号）
- 登記事項証明書

④未成年である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合は、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）

- ・法定代理人について、①、②、③に変更があったとき

⇒提出書類

- ①、②、③に準じる

⑤営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

- ・長崎営業所の業務主任者だった A 氏が転勤となり、新たに B 氏が業務主任者になった
- ・C 営業所の業務主任者 A 氏と、D 営業所の B 氏が交代となった

⇒提出書類

- 屋外広告業登録事項変更届出書（様式第18号）
- 業務主任者の資格証の写し
- 業務主任者の在籍を証明する書類（業務主任者として登録する者が、その営業所に在籍することを証明するもの。名刺は不可。）

！注意！これは「変更」ではありません

〈法人の場合〉

- ・屋外広告業者として登録されていた A 社が、B 社に吸収合併をされた場合
- ▶（対応）B 社は合併後すぐに新規登録申請を行い、A 社は合併後 30 日以内に廃業届を提出
ただし、屋外広告業者として登録されている A 社が、B 社を吸収合併した場合は、屋外広告業者の登録認可はそのまま A 社に残る。もし、吸収合併後に A 社の名前が変更になる場合は、社名変更後 30 日以内に変更届を提出。

〈個人の場合〉

- ・個人で登録している事業者 A 氏が、息子の B 氏に引き継がせる場合
- ▶（対応）B 氏が個人事業主として新規登録を行い、登録完了後に A 氏が廃業届を提出
この場合、商号は同じでも構いません。